

# 「鳥取県石綿健康被害防止条例」および 「鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則」の一部を改正しました

鳥取県では、石綿の飛散等に伴う県民への健康被害の防止という観点から、国の法体系を補う本県独自の制度として、「鳥取県石綿健康被害防止条例」を制定し平成17年11月より施行しています。

今般、大気汚染防止法が改正され、石綿含有建材の規制範囲が拡大されたことなどともない、県条例及び規則の一部を改正しました。(施行日：令和3年4月1日)



【写真】環境省作成リーフレットより

## 条例改正の概要

### 事前調査 (石綿含有建材の有無に係る調査)

#### 1 事前調査の実施者等を

「**施工する者**」から「**元請業者**」に変更しました。

法改正、条例改正により、以下は「元請業者」が行います。

- ①調査の実施
- ②調査結果の説明
- ③調査結果記録の作成・保存
- ④調査結果の現場への備え置き
- ⑤調査結果の掲示

事前調査結果の説明は、発注者に加え、下請負人に対しても行い、石綿除去作業が適切に行われるよう努めてください。

#### 2 元請業者は、事前調査結果の記録を、 解体等工事が終了した日から5年間保存してください。

法改正により「解体等工事が終了した日から3年間保存」することが義務付けられましたが、条例により引き続き5年間の保存を義務付けます。

#### 3 事前調査結果の掲示は、 「解体等工事の開始の日から終了する日」まで行ってください。

掲示板は、A3サイズ以上の大きさとしてください。  
作業実施の掲示や石綿障害予防規則などの他法令に基づく掲示とまとめて1枚にしても、差し支えありません。

#### 4 事前調査の資格者に、 「石綿含有建材調査者 (特定・一般・一戸建て)」を追加しました。

設計図書等の書面の確認や目視調査を行う事前調査の資格者に、建築士、建築施工管理技士、石綿作業主任者、アスベスト診断士のほか、石綿含有建材調査者による調査を可能としました。

### 作業完了後の報告

#### 元請業者が発注者に書面報告した

「**作業完了後の報告書**」の写しの提出が必要となります。

法改正により、元請業者は、石綿除去等の作業完了後に、作業結果を発注者に書面で報告することが義務付けられました。発注者に提出した報告書の写しを、県又は市に提出してください。

#### 【報告書の写しの提出が必要となる作業】

法又は条例に基づく作業届を提出した作業  
(吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材、一定規模以上の石綿含有成形板・セメント管の除去等作業)

#### 【提出のタイミング】

廃棄物処理の完了後に県又は市に提出する「石綿含有材料等処理状況等報告書」提出時に、発注者への報告書の写しを添付します。

### 条例に基づく作業実施の届出書名を変更しました



「石綿粉じん排出等作業実施届出書」を「**県届出対象特定工事実施届出書**」に変更しました。工事発注者は、除去作業開始の14日前までに届出してください。

※届出要件に変更はありません

- ①石綿成形板…作業に係る部分の床面積の合計が10m<sup>2</sup> (建築基準法に基づく除却届と同程度) を超え、かつ、当該作業により撤去する石綿成形板の面積の合計が10m<sup>2</sup> を超えるもの
- ②石綿セメント管…管の延長が10mを超えるもの

大気汚染防止法の改正により、元請業者に対し以下が義務付けられたほか、石綿含有仕上塗材などの作業基準が新設されました。

作業前	作業中	作業後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査結果の報告 (令和4年4月1日から施行)</li> <li>・「作業計画」の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業計画に沿った作業の実施の確認</li> <li>・作業の記録 ※役割分担に応じて 下請負人も実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業結果の確認 (石綿の取り残しがないか等)</li> <li>・発注者への作業結果の報告</li> <li>・作業記録の作成・保存</li> </ul>

作業の実施時には、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策マニュアル」(環境省作成) も参考としてください。

法・条例改正内容等は県ホームページでもご案内しています。



【問い合わせ先】鳥取県生活環境部 環境立県推進課 電話：0857-26-7206 FAX：0857-26-8194

届出先

鳥取市市民生活部環境局生活環境課 電話：0857-30-8084

鳥取県中部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課 電話：0858-23-3150

鳥取県西部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課 電話：0859-31-9350

# 石綿含有廃棄物等の処理方法について

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

## 1 石綿含有廃棄物等の処理方法について（資料1）

石綿を含有する廃棄物は、以下の「廃石綿等」と「石綿含有廃棄物」に大別されます。

	廃石綿等	石綿含有廃棄物
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>石綿含有吹付け材、石綿含有保温材、石綿含有断熱材、石綿含有耐火被覆材</li><li>除去時等に使用した防護服やフィルター等</li><li>飛散性が高い</li><li>特別管理産業廃棄物に区分</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材等</li><li>石綿をその重量の0.1%を超えて含有</li><li>普通産業廃棄物に区分</li></ul>
処理方法	<ul style="list-style-type: none"><li>あらかじめ固化等の安定化後、耐水性二重袋に梱包し埋立処分（管理型）</li><li>熔融施設にて高温熔融し、飛散防止措置を講じた後、再生又は埋立処分（安定型又は管理型）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>飛散防止措置を講じた後、埋立処分（安定型又は管理型）</li><li>無害化処理施設（熔融等）で無害化処理後、再生又は埋立処分（安定型又は管理型）</li></ul>

※一般廃棄物については、市町村等の設置するごみ処理施設等を経由し又は直接埋立処分されます。

※大気汚染防止法の改正内容を踏まえて、石綿含有廃棄物等処理マニュアルが改訂されています。廃棄物処理法に基づく廃石綿等及び石綿含有廃棄物の取扱いについては同マニュアル（第3版）を参考にするとともに、その処理方法等について不明な点がありましたら、最寄りの各総合事務所環境建築局環境・循環推進課（県東部については鳥取市廃棄物対策課）にお尋ねください。

【石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局）】

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

## 2 県内の石綿含有廃棄物処理施設の状況（資料2）

・県内には7箇所（中部4箇所、西部3箇所）の石綿含有廃棄物（産業廃棄物）の埋立処分場（安定型）があります。

・なお、処理委託契約に当たっては、次の県ホームページ「産業廃棄物処理業者検索」サイトで御確認ください。

○鳥取県

<http://db.pref.tottori.jp/WLDBWEB.nsf/WebBasic>

※県内に廃石綿等の処分が可能な埋立処分場（管理型）はありません。

※県内に廃石綿等及び石綿含有廃棄物を熔融・無害化する処理施設はありません。

【近県の処理業者検索サイト】

○島根県

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/kensaku/>

○岡山県

[https://junkan.pref.okayama.jp/okayama\\_waste\\_navi/WA00010](https://junkan.pref.okayama.jp/okayama_waste_navi/WA00010)

○広島県

<http://www.hshigen.or.jp/search.php>

○山口県

[https://haikibutsu.pref.yamaguchi.lg.jp/public\\_html/index.html](https://haikibutsu.pref.yamaguchi.lg.jp/public_html/index.html)

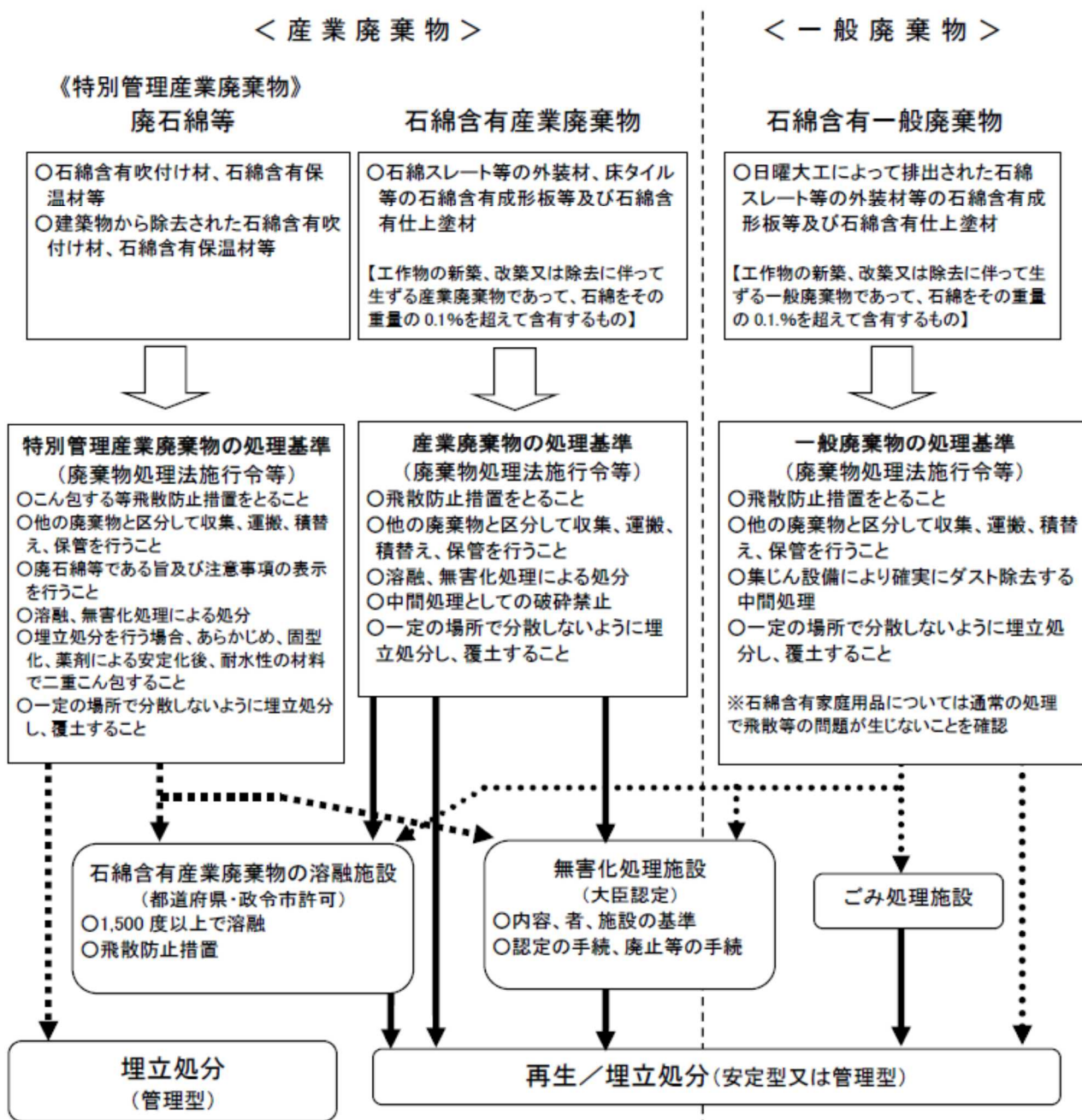
○兵庫県

[https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/recycle/leg\\_272/leg\\_392](https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/recycle/leg_272/leg_392)

【環境省の石綿含有廃棄物等の無害化認定施設一覧】

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/facilities.html>

## 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理フロー



(出典) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル (第3版) (令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局)

## 県内の石綿含有廃棄物処理施設一覧（安定型最終処分場）

令和3年3月31日現在

	事業者名 (所在地)	施設所在地	許可品目
1	(株)小鴨 (鳥取県倉吉市中 河原 532 番地 1) 電話: 0858-48-2088	鳥取県倉吉市国府 字麻府峰 1179-1 他	①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず等、④がれき類 ・以上4品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、①、③及び④にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 ・①、②及び③にあつては、自動車等破砕物を除く。
2	(株)河金組 (鳥取県東伯郡北 栄町上種字オバガ 谷 85 番 8) 電話: 0858-37-3806	鳥取県東伯郡北栄 町大字上種字オバ ガ谷 85 番 1 他	①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず等、④がれき類 ・以上4品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、①、③及び④にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 ・自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管及び廃石膏ボードを除く。
3	(有)河本建設 (鳥取県倉吉市秋 喜 485 番地 1) 電話: 0858-28-3452	鳥取県倉吉市国府 字両長谷 1257 他	①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず等、④がれき類 ・以上4品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。 ・①、③、④にあつては石綿含有産業廃棄物を含む。 ・①、②、③にあつては、自動車等破砕物を除く。
4	トーハク解体(有) (鳥取県東伯郡琴 浦町大字徳万 362 番地) 電話: 0858-53-6555	鳥取県東伯郡琴浦 町大字中尾字濱田 8 番 他	①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④ガラスくず等、⑤がれき類 ・以上5品目、いずれも特別管理産業廃棄物を除き、①、④及び⑤にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 ・自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管及び廃石膏ボードを除く。
5	アークコーポレー ション(株) (西伯郡南部町鶴 田 611 番地 2) 電話: 06-6641-3818	鳥取県西伯郡南部 町鶴田字萱床山 600 番 他	①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず等、④がれき類。 ・以上4品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等である者を除く。 ・①、③、④については、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 ・①、②、③については、自動車等破砕物を除く。
6	(株)丸福 (鳥取県米子市淀 江町佐陀 712 番地 2) 電話: 0859-56-2821	鳥取県西伯郡南部 町鶴田字山廻し 543 番 他	①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④ガラスくず等、⑤がれき類 ・以上5品目、いずれも石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
7		鳥取県米子市大字 泉字喜多原 706 番 地 11 他	①ガラスくず等、②がれき類 ・以上2品目、いずれも石綿含有産業廃棄物を含み、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

※受入れの可否については、事業者へ御確認ください。

# 令和3年4月1日より建設リサイクル法届出・通知様式が変更となります！！

## 変更内容①

様式第一号、第二号の押印が不要となる。

旧

新

(様式第一号)

### 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇 様

発注者又は自主施工者の氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 〇〇〇〇 印  
(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 電話番号 〇〇〇〇- 〇〇 - 〇〇〇〇  
住所 鳥取県岩美郡岩美町〇〇  
(転居予定先) (郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 電話番号 〇〇〇〇- 〇〇 - 〇〇〇〇  
住所 鳥取県鳥取市〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

#### 記

#### 1 工事の概要

- ①工事の名称 解体工事 \_\_\_\_\_  
②工事の場所 鳥取県岩美郡岩美町〇〇 \_\_\_\_\_  
③工事の種類及び規模  
建築物に係る解体工事 用途 専用住宅、階数 2、工事対象床面積 165 m<sup>2</sup>  
建築物に係る新築又は増築の工事 用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの  
用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、請負代金 \_\_\_\_\_ 万円  
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 \_\_\_\_\_ 万円  
④請負・自主施工の別: 請負 自主施工

#### 2 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

- ①氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 有限会社 〇〇建設  
(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 電話番号 〇〇〇〇- 〇〇 - 〇〇〇〇  
②住所 鳥取県鳥取市〇〇〇〇 \_\_\_\_\_  
③許可番号 (登録番号)  
建設業の場合  
建設業許可 \_\_\_\_\_ 号 ( \_\_\_\_\_ 工事業)  
主任技術者 (監理技術者) 氏名 \_\_\_\_\_  
解体工事業者の場合  
解体工事業者登録 鳥取県 知事 許可第〇〇〇 号  
技術管理者氏名 〇〇〇〇 \_\_\_\_\_

#### 3 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 4 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1  
建築物に係る新築工事等については別表2  
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3  
により記載すること。

#### 5 工程の概要

(工事着手予定日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(工事完了予定日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)  
1 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。  
2 記名押印に代えて、署名をすることができる。  
3 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明確な写真を添付すること。

※受付 \_\_\_\_\_

(様式第一号)

### 届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇 様

発注者又は自主施工者の氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 〇〇〇〇 印  
(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 電話番号 〇〇〇〇- 〇〇 - 〇〇〇〇  
住所 鳥取県岩美郡岩美町〇〇  
(転居予定先) (郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 電話番号 〇〇〇〇- 〇〇 - 〇〇〇〇  
住所 鳥取県鳥取市〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

#### 記

#### 1 工事の概要

- ①工事の名称 解体工事 \_\_\_\_\_  
②工事の場所 鳥取県岩美郡岩美町〇〇 \_\_\_\_\_  
③工事の種類及び規模  
建築物に係る解体工事 用途 専用住宅、階数 2、工事対象床面積 165 m<sup>2</sup>  
建築物に係る新築又は増築の工事 用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの  
用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、請負代金 \_\_\_\_\_ 万円  
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 \_\_\_\_\_ 万円  
④請負・自主施工の別: 請負 自主施工

#### 2 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

- ①氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 有限会社 〇〇建設  
(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 電話番号 〇〇〇〇- 〇〇 - 〇〇〇〇  
②住所 鳥取県鳥取市〇〇〇〇 \_\_\_\_\_  
③許可番号 (登録番号)  
建設業の場合  
建設業許可 \_\_\_\_\_ 号 ( \_\_\_\_\_ 工事業)  
主任技術者 (監理技術者) 氏名 \_\_\_\_\_  
解体工事業者の場合  
解体工事業者登録 鳥取県 知事 許可第〇〇〇 号  
技術管理者氏名 〇〇〇〇 \_\_\_\_\_

#### 3 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 4 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1  
建築物に係る新築工事等については別表2  
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3  
により記載すること。

#### 5 工程の概要

(工事着手予定日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(工事完了予定日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)  
1 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。  
2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明確な写真を添付すること。

※受付 \_\_\_\_\_

押印不要

# 令和3年4月1日より建設リサイクル法届出・通知様式が変更となります！！

## 変更内容②

別表1～3にフロン類及び石綿の有無を記載する項目が追加される。

別表1

建築物に係る解体工事

### 分別解体等の計画等

旧

建築物の構造※	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他 ( )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 敷地境界との最短距離 約 m その他 ( )	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の欠陥		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ( )	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通字路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ( )	
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序	□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他 ( ) その他の場合の理由 ( )		
□内装材に木材が含まれる場合	①の工程における木材の分別に支障となる梱包資材の事前の取り外し □可 □不可 不可の場合の理由 ( )		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	トン		
建設資材の見直し	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		コンクリート塊	発生が見込まれる部分 (注) □① □② □③ □④ □⑤
		A7ファット・ソリッド塊	トン □① □② □③ □④ □⑤
		建設発生木材	トン □① □② □③ □④ □⑤
備考	(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他		

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません  
□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

建築物に係る解体工事

### 分別解体等の計画等

新

建築物の構造※	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他 ( )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 敷地境界との最短距離 約 m その他 ( )	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の欠陥		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ( )	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通字路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ( )	
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	
	関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法右編則) フロン (フロン排出抑制法) その他	特定建設資材への付着 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無
工程	作業内容	分別解体等の方法	
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業	

(改正点)

有害物質(石綿、フロン)について、記載欄を追加。

(記載例)

	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	関係法令の届出済 石綿作業主任者を選任済 等
フロン(フロン排出抑制法)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	フロン類回収済 等

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません  
□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。